

議案第15号

調布市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

会計年度任用職員の報酬の上限額及び農業委員会委員の職名を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

調布市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「3,000円」を「3,030円」に改める。

別表農業委員会委員の項中「副会長」を「会長職務代理者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市非常勤職員の報酬等に関する条例第3条第2項の規定は、令和7年4月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。